



子どもの性被害を打ち明けられたら

子どもへの性暴力は、子どもの成長や発達を大きく損なう重大な問題ですが、実際に子どもから性被害を打ち明けられたら、どのように対応すれば良いのでしょうか。今回は性暴力の実情と対応についてお伝えします。

子どもから被害にあったことを打ち明けられたとき、「信じられない」という驚きや「(加害者を)許せない」「どうして逃げなかったの」といった怒り、「まさか」「子どものウソじゃないか」といった否認など、複雑な気持ちに苛まれることが多いです。被害を受けた子どもの半数は、被害にあってもそれが性的な意味を持つこと、性被害であると理解することが難しく、数十年かけて気付くケースもあり、どこにも相談できずに一人で抱えてしまいます。加害者から遊びのように見せかけられることや、口止めされる、脅される、恥づかしさ、大人に言ったら叱られるのではとの心配などから話せないこともあり。深く傷ついていても、ジョークやふざけてごまかすこと

子どもへの性暴力には、性犯罪として認知されるものや不適切な性的言動など、さまざまな性手段にした暴力であり、本人の意に反した性的な言動です。これは被害者が「嫌だ」と言ったときだけでなく、嫌だけど断れない、逃げられない、応じざるを得ない状況や、のぞき・盗撮といった気付かないうちに受ける性被害もあります。睡眠、薬物、アルコールなどの影響で人の意思を示せず、判断力が低下している状況の性的言動も含まれます。本

いて告白することは非常に勇気がいることです。教えてくれたら、まずは「話してくれてありがとう」「あなたは悪くないよ」と伝えて、子どもの話を信じて寄り添って聞きましょう。話を疑ったり否定したりせず、話したくないことは無理に聞きださないで、気分が悪くなったり疲れたりしたら休んでいいよと伝えましょう。何回かに分けてもいいですが、被害直後の場合はすぐに相談機関に連絡してください。緊急避妊薬の処方や感染症検査、証拠採取などのため医療機関の受診が必要となる場合があります。被害についての話は聞きすぎると記憶が変化する恐れがあるため、なるべく早く警察・児童相談所・ワンストップ支援センターなどの専門機関に相談してください。



人の意思が尊重され、お互いの同意に基づいているかどうかが重要であり、相手の意思を無視することは、人の尊厳を深く傷つける暴力です。子どもの場合、自分で意思を決めたり判断したりする際の知識・情報・能力が発達途上のため、相手が要求する行為の意味がわからないまま「いいよ」と言うことや、さまざまなリスクを知らずに応じることもあり、それは真の同意とは言えません。

性暴力は、受けた年齢が低く覚えていないように見えても、実は長期間にわたって本人の心身を傷つけるものとなります。子ども自身が、その行為の意味がわからず性被害と認識できなかつたり、加害者との関係によって被害を相談できなかつたりして、潜在化・深刻化する可能性があります。

相談機関

- ▼性暴力被害者支援センター北海道 S A C R A C H (さくらこ) ☎ 0 1 2 0 1 8 8 9 1 1 7 7、# 8 8 9 9 1、0 5 0 1 3 7 8 6 1 0 7 9 9
- ▼北海道警察旭川方面本部 性犯罪被害 1 1 0 番 ☎ 0 1 2 0 1 7 5 6 1 3 1 0、# 8 1 0 3 (ハートさん)
- ▼北海道旭川児童相談所 ☎ 2 3 1 8 1 9 5
- ▼児童相談所全国共通ダイヤル ☎ 1 8 9 (いちばやく)

児童精神科医

北 畑 歩